

申出概要

1 申請者及び研究課題

No.	申請者	研究課題	【参考】 前回承認年月日
1	公益財団法人 放射線影響研究所 疫学部 副部長 杉山 裕美 氏	広島と長崎における腫瘍登録調査 白血病および関連疾患の探知調査	令和 5 年 3 月 2 日 健推第 1156 号
2	公益財団法人 放射線影響研究所 疫学部 主任研究員 Alina V. Brenner 氏	原爆被爆者の放射線に関連した肺がん リスクにおける女性特有の因子の 影響修飾	令和 5 年 3 月 2 日 健推第 1156 号

2 特記事項

上記 2 件の申請は、いずれも利用期間を延長するための継続申請である。

No. 1、2 の申請は共に、公益財団法人放射線影響研究所倫理審査委員会（以下、「倫理審査委員会」とする。）において承認を受けている。

【健康づくり推進課 意見】

No. 1、2 の申請は、いずれも倫理審査委員会の承認を受けており、利用期間以外に修正点はないことから、申請どおり資料の利用期間の範囲内において、継続利用を承認してよいものとする。

【参考】広島県地域がん登録資料の利用手続要項（一部抜粋）

（利用の申請）

第3条 登録資料を利用しようとする者は、広島県健康福祉局長に、広島県地域がん登録・広島市地域がん登録資料利用申請書（様式第1号）を提出する。

（利用の基準）

第4条 登録資料の利用申請があるときは、広島県健康福祉局長は、広島県がん対策推進委員会（以下「委員会」という。）に当該申請に係る登録資料の利用の可否について諮る。

委員会は、以下の基準に照らし、協議する。

- （1）登録資料の利用が、がん予防対策及びがん医療水準の向上に寄与するものであること。
- （2）利用する登録資料が、利用目的を達成する上で必要最小限度の範囲内のものであること
- （3）申請者は、登録資料の適正な使用と適切な管理を行うことができること。
- （4）申請者は、研究実績及び目的達成の研究能力と研究遂行に必要な手段を持つものであること。
- （5）別表各号に定める事項のうちいずれかに該当するものを含む登録資料を申請しようとする申請者は、申請者が所属する機関での倫理委員会あるいは類似の審査を経たものであること。

（申請の承認）

第5条 広島県健康福祉局長は、委員会の協議結果を受け、申請者に次のとおり回答する。

- （1）登録資料の利用を承認した場合は、申請者に広島県地域がん登録資料利用承認書（様式第2号）を交付の上、資料を提供する。
- （2）前条の規定により登録資料の利用を承認できない場合は、申請者に不承認の理由を付して通知する。（様式第3号）

（利用条件の付与）

第6条 広島県健康福祉局長は、登録資料の利用の承認に当たり、利用の方法、範囲等について条件を付することができるものとする。

（利用に関する責務）

第7条 申請者は、受領後の資料の取扱いについては、広島県地域がん登録資料受領書（様式第4号）及び誓約書（様式第5号）を提出するとともに、以下に掲げる事項を遵守しなければならない。

- （1）申請書に記載された目的以外に資料を利用しない。
- （2）申請書に記載された資料の利用期間及び利用方法を厳守する。
- （3）結果のいかなる公表においても、個人を特定する情報を明らかにしない。
- （4）結果の公表を行った場合、学会発表抄録、論文別刷等を広島県健康福祉局健康づくり推進課へ提出する。
- （5）資料の利用期間が終了した場合、あるいは資料が不要となった場合は、提供を受けた情報の定義情報等について紙媒体等書面で残しているものは溶解等によって、また電子計算機等に記録が残っているものは電子媒体から速やかに消去あるいは電子媒体自体の粉碎等によって、できる限り復元困難な状態にするるとともに、これらの利用後の処置について、広島県地域がん登録資料廃棄処置報告書（様式第6号）により、直ちに広島県健康福祉局健康づくり推進課へ報告する。
- （6）資料に関わる全ての機密保持について遵守する。